



- 被害者やいじめを知らせてくれた児童等に十分配慮し、事実確認をする。
  - ・ いじめを発見したときは、ただちに被害者、加害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺児童からも状況を聞き取る。
  - ・ 必要に応じて、学年全体で、あるいは全校でアンケートを実施する。
- 双方の保護者に説明する。
- 双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。